

都道府県外試合の承認手続きについて

都道府県を異にする2校間の試合は、日本学生野球憲章第17条4項で、関係都道府県連盟の承認を得ることと規定されています。昭和62年3月、各連盟間の承認手続きを規定しましたが、本年3月25日開催の都道府県高等学校野球連盟理事長会議の合意に基づき、関係連盟間の照会手続きを次の通り改めることとしました。この適用は昭和63年4月1日とします。

記

- 1 都道府県を異にする2校間の試合は、日本学生野球憲章第17条4項に従い、派遣側関係連盟から当該試合が開催される都道府県高等学校野球連盟に承認照会手続きを行う。
- 2 開催承認手続きは、派遣側関係連盟が加盟校の申請により当該試合の開催日までに開催地側関係連盟に日程、対戦校名、場所、宿泊の有無、費用の負担状況を明記した文書を送付する。
- 3 派遣側関係連盟から照会を受けた開催地側関係連盟は、加盟校の届け出内容と照合、確認の上、派遣側関係連盟に可否を速やかに回答する。
- 4 当該試合終了後は、当該加盟校から試合結果など必要事項をそれぞれの所属連盟に速やかに報告することとする。関係両連盟は、当該加盟校の報告内容に疑義があるときは、相手方関係連盟にその事実関係を照合することとし、当該試合が申請内容に沿って予定通り行われた場合は、関係連盟間の照会手続きは行わない。
- 5 都道府県を異にする2校間の試合で、加盟校主催の場合は、当該試合を有料試合とすることは出来ない。
- 6 都道府県を異にする2校間の試合で、関係都道府県高等学校野球連盟主催のもとで当該試合を有料試合として実施する場合は、事前に派遣側関係連盟に開催概要と共に予算書を提示して承認、同意を得ることとする。また、終了後は試合結果と共に決算書（過不足金の処分方法を含む）を送付し、報告することとする。
- 7 その他
当該試合が宿泊を伴う場合は、派遣側関係連盟は当該校に書類の記載事項の他に引率責任者名、宿泊先の連絡方法、個人負担など費用の負担状況を別途届けさせることとする。

8 付 記

中国5県の申し合わせ事項により、「中国5県との練習試合においては、12月に一括県連盟に報告する」とする。

以 上